

令和5年度 第1回
「江東区障害者計画等推進協議会」
議事録

- 1 日 時 令和5年6月27日（火）午後1時30分～午後3時15分
- 2 場 所 江東区文化センター5階 第6～8会議室
- 3 出席者 高山 由美子 野木村 一郎 中山 利恵子 会田 久雄
平松 謙一 橋本 実千代 岡村 正枝 宮崎 英則
伊東 直樹 高舘 麻貴 原田 博美 中村 幸江
林 英彦 保田 雄司 田村 満子 鳥澤 剛
長澤 祐介 松風 幸二 加藤 弘美
- 4 会議次第
(1) 開会
(2) 議事
- 議事1 江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について
- 議事2 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え方～基本目標（案）について
- 議事3 その他
- 5 資 料
- 資料1 江東区障害者計画の進捗状況
- 資料2 江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告
- 資料3 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の構成（案）
- 資料4 次期計画におけるポイント
- 資料5 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
基本的考え方・区の現状・基本理念・基本目標（案）

資料6 江東区障害計画等推進協議会スケジュール

参考 協議会委員名簿、庁内委員・幹事会名簿

6 傍 聴 2名

7 会議内容

〔開 会〕 午後1時30分

【小林障害者施策課長】 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第1回江東区障害者計画等推進協議会を開会いたします。

本日は、皆様、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は障害者施策課長の小林と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、本協議会に附属いたします庁内計画推進委員会及び幹事会につきましても同時開催となっております。開会に当たりまして、事務局を代表して、障害福祉部、岩井より御挨拶申し上げます。

【岩井障害福祉部長】 皆様、こんにちは。障害福祉部長の岩井と申します。本日は、お忙しい中、皆さん、御参席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度の協議会では、次期計画策定に向けて実施しました障害者の実態調査について、皆様から様々な御意見をいただいたところでございます。今年度は、その結果等を踏まえまして、次期計画の策定作業に入ることになります。本日は、例年報告してございます現計画の進捗状況に加えまして、次期障害者計画に記載する基本的な考え方、江東区の現状、基本理念、基本目標の案についてお示しをしたいと考えてございます。

本区が目指す障害者施策の根幹となる部分でありますので、委員の皆様の様々な立場や視点から、忌憚のない御意見を頂戴したいと考えてございます。

簡単ではございますが、私からの挨拶は以上とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 ここから着座で説明をさせていただきます。

本日は、事前に皆様に送付をしております資料の1から6、そして参考資料によ

り御説明をいたします。お持ちでない方いらっしゃいましたら、事務局までお知らせいただけますでしょうか。大丈夫でしょうか。

また、机上に配付しております実態調査報告書の冊子につきましては、こちら閲覧用となりますので、会議終了後は机の上に置いたままお帰りいただくようお願いをいたします。

本日の会議終了予定時刻は午後3時を予定してございます。協議会の運営に当たり、御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

なお、本日は郷委員、それから江東楓の会の伊藤委員、そして杉田委員、また、向井委員より御欠席の御連絡をいただいております。また、ほかに庁内で別の会議が開催されている関係で、そちらに出席をさせていただいている庁内の委員もおります。御了承願います。

では、新たに委員になられた方の御紹介をさせていただきたいと思います。

林英彦委員、そして、鳥澤剛委員が委員になられております。恐れ入ります。林委員、一言、御挨拶お願いできますでしょうか。

【林委員】 東砂福祉園の林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

当園は生活介護ということで、38名の定員の数で、今35名になっているという状況で、日々、利用者の方をお迎えして生活支援やっている状況でございます。

コロナは少しずつ明けているので、外泊、外出含めて行事の再開を目指しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 続きまして、鳥澤委員、一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

【鳥澤委員】 こんにちは。ハローワーク木場の雇用開発部長をしています鳥澤と申します。よろしくお願いいたします。

ハローワークにおきましても、障害者の雇用というか、あるいは定着といったところを重要な課題として取り組んでいるところでございます。

また、御承知のように、法定雇用率というところも引き上げられているという事情もございますので、ハローワークといたしましても、重点事項として取組を進めてまいりたいと考えております。

本会議のほうにも、多数のホームの方がいられてまして、いろいろお話などをお伺いできればなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、高山会長にお願いしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

2 議事

【高山会長】 では、進行を務めさせていただきます、高山です。よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、会議の公開について、事務局より御説明をお願ひいたします。

【小林障害者施策課長】 会議の公開につきましては、一般傍聴として募集をさせていただきますまして、本日の傍聴希望者は2名となっております。

当会議は、議事録作成のため録音させていただいております。大変恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際はお名前をおっしゃっていただきたいと思ひます。議事録は作成いたしまして、ホームページやこうとう情報ステーションで公開する予定です。

以上です。

議事（1）江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について

【高山会長】 進行の高山です。ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入ってまいりたいと思ひます。

議事の1、江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告についてということで、資料に基づきまして、事務局より御説明をお願ひいたします。

【小林障害者施策課長】 それでは、私のほうから、資料1、そして資料2を使いまして、御説明をさせていただきます。

まず、議事の1番目、障害者計画の進捗状況及び障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告についてでございます。

障害者基本法に基づく江東区障害者計画の計画期間は6年としております。障害者計画を構成する事業は、再掲を含み、全部で201事業となっております。各事業について、毎年、前年度の実績調査を行ひまして、進捗状況を見ていくことで、

計画の進行管理を行っているところでございます。

まず資料1、江東区障害者計画の進捗状況、こちらを御覧ください。表紙の裏面、施策の体系ですが、3つの基本理念、4つの基本目標、そして9つの施策の柱で構成をされております。それぞれの事業の令和4年度実績について御説明をいたします。

令和4年度は、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス対策を講じながら、実績数を維持した事業が多くありました。また、これまで感染拡大防止のため中止となっていた事業につきましても、適宜対策を講じ実施した実績が多くございます。事業数が多いことから、主要なものをピックアップして御説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページになります。

No.10、権利擁護センター「あんしん江東」は、権利擁護体制の充実を図るため、平成19年7月に開設をしております。各種相談は約1万1,000件、日常生活自立支援事業を約120件実施したところでございます。

続きまして、隣の4ページになります。

No.12、点字広報と声の広報では、江東区報の点字版を各35部、声の広報を各85部作成してございます。

続きまして、7ページになります。

No.30、手話通訳者派遣ですが、社会福祉協議会と東京都に委託した派遣実績は合計2,122件となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。

No.61、リバーハウス東砂ですが、こちらは区内で唯一の福祉型短期入所となっておりますが、令和4年度は契約者数368人、利用延べ人数466人でした。

続きまして、14ページになります。

No.80、第三者評価事業の実施ですが、サービスの質の向上を図るため、第三者評価を受審する事業所に対して受審費用を補助する事業になってございます。令和4年度は17事業所に対して補助を行いました。本事業は区の主要事業にもなっておりますので、今後も充実を図ってまいります。

続いて、No.80の2ですが、令和元年度より利用者保護及び利用者の視点に

立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的といたしまして、指導検査体制を構築し、令和4年度につきましては、延べ32か所で指導検査を実施したところでございます。

続きまして、18ページ。

No.96になります。高額障害福祉サービス費給付事業ですが、令和4年度より低所得、生活保護の65歳以上で、65歳になるまでに5年以上介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていた人が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合にも給付費支給を開始することにいたしました。本件につきましては、延べ884人に対しまして、平成30年度から令和3年度利用分を支給させていただいております。

No.98、多機能型入所施設の整備でございますが、塩浜二丁目の整備地における整備・運営事業者を決定いたしまして、令和5年2月末に竣工、令和5年4月1日より運営を開始しております。

続きまして、23ページです。

No.122、特殊疾病（難病）の医療費助成でございますが、こちらは5,744人でした。

続いて、24ページ。

No.125になります。ユニバーサルデザイン推進事業ですが、区民、区職員が参加したユニバーサルデザインまちづくりワークショップを8回開催をいたしました。また、子供たちへの意識向上を図る小学校での出前講座を33回開催しております。

続きまして、28ページ、お願いいたします。

No.138、障害者雇用に関する企業の理解促進からNo.141、ジョブコーチ支援、こちらを活用することで、No.142、江東区障害者就労・生活支援センターを通じて就労した方は69人となりました。

続きまして、29ページを御覧ください。

No.144、知的障害者学習支援事業「エンジョイ・クラブ」ですが、学校教育を修了した軽度の知的障害がある就労者を対象といたしまして、余暇活動に必要な一般教養、スポーツ等の機会の提供、学習活動を支援しております。令和4年度

は各クラブ12回程度、活動をしております。

続きまして、32ページになります。

No.162、障害者福祉大会の開催は、新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、3年ぶりの開催となりました。式典、芸能パフォーマンス、お客様コーナーの3部制にて実施をいたしまして、参加者の皆様に楽しい機会を提供することができました。

また、資料に記載はありませんが、区内の障害者施設や障害者団体の活動を紹介する動画の制作、障害者施設自主生産品の購入、江東図書館等における障害者週間、コーナー展示につきましては、令和4年度も引き続き実施をしております。

続きまして、36ページになります。

No.176、江東ボランティア・センターの運営ですが、社会福祉協議会で実施している事業で、ボランティア登録数は個人が2,477名、団体が76団体となっております。

No.178、音訳者養成講座は全23回開催いたしまして、459人が参加いたしました。実績の大幅な増加につきましては、新型コロナウイルスによる制限の緩和によるものとなっております。

続きまして、38ページになります。

No.186、障害児発達支援事業ですが、こども発達センター「Coco」で専門的な相談や療育を行う事業となっております。

続きまして、江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について、御説明をいたします。

障害福祉計画は、障害福祉サービス等の確保について、3年を1期として定めた計画となっております。今回は令和3年3月に策定いたしました令和3年度から令和5年度を期間とする第6期計画の実績報告となります。

お手元の資料2のほうを御覧ください。

まず、資料2の1ページになります。

障害福祉サービス等の実績報告でございますが、障害福祉サービスにつきまして、訪問系や居住系など、体系別に分類をしております。

まず訪問系サービスですが、居宅介護など5つのサービスがあります。表の左側からサービスの種類、令和2年度から令和4年度における、それぞれの当初サービ

ス見込量、実績に当たる平均値、対計画比となっております。平均値は年間の実績を月ごとに平均化した数値を掲載しております。また、数値は延べの数値となっております。

訪問系サービス全体の実績は年々増加しておりまして、対計画比におきましても、利用時間数で114.2%、人数で101.5%と計画を上回っている状況でございます。

続きまして、日中活動系サービスです。生活介護、就労継続支援など、10のサービスがある中で、自立支援（生活訓練）、就労定着支援の数字が年々伸びている状況です。

次に、居住系サービスですが、自立生活援助が令和4年度実績で計画を上回っております。

次に、相談支援です。計画相談支援の実績が年々増加しておりまして、各年度において計画を上回っております。

続きまして、3ページになります。

児童福祉法のサービスになります。児童福祉法のサービスには6つのサービスがございます。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の実績が年々増加しており、いずれも計画を上回っております。

続きまして、4ページ、地域生活支援事業になります。

地域生活支援事業とは、地域で生活する障害者のニーズを踏まえて、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で、区が主体となって実施する事業となっております。

(3)の相談支援事業ですが、障害者支援課や地域活動支援センターなどでの一般的な相談支援のほか、自立支援協議会の設置なども含まれております。

アの設置9か所の内訳につきましては、障害者支援課、保健所、4つの保健相談所、障害者福祉センター、地域生活支援センターステップ、権利擁護センター・あんしん江東となっております。

(4)成年後見制度利用支援事業ですが、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対して制度利用を支援するもので、これらの方々の権利擁護に資することを目的としております。低所得者の方に対しては、家庭裁判所への申立に要する経費などの助成制度がございます。15名の方が、こちらの制度を利用しております。

続きまして、(6) 意思疎通支援事業ですが、手話通訳者や要約筆記者を派遣いたしまして、意思疎通の円滑化を図る事業となっております。

(7) 日常生活用具給付等事業は、3種類のうち排せつ管理支援用具(ストマ)、居宅生活動作補助用具(住宅改修)が計画見込量を上回っております。

続きまして、5ページになります。

(9) 移動支援事業ですが、屋外での移動が困難な方に外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。利用者数、利用時間数ともに、令和4年度計画見込量を上回っております。

(10) 地域活動支援センターの実施箇所数4か所、ステップ、ウィル・オアシス、ロータス、障害者福祉センターとなっております。

6ページからは、本年4月現在の区内障害者施設の一覧になります。1番から53番までが障害者の施設、54番から113番までが障害児の施設、114番から116番までが地域活動支援センターとなっております。

前年同月と比較いたしまして、障害者施設が3施設増、障害児施設が9施設増となっております。

私からの説明は以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。ただいま資料1に基づきまして、障害者計画の進捗状況について、資料2につきましては、障害福祉計画と障害児福祉計画の実績報告について、かいつまんでということではありますが、御説明をいただきました。

それでは、委員の皆様から御質問等を受けたいと思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

会田委員、お願いいたします。

【会田委員】 手をつなぐ親の会の会田と申します。

教えていただきたいことがあるんですけども、実態調査の中で、令和4年度の回収率なんですけれども、39.7%と非常に低いですね。前年度については、令和元年に調査した段階では52.3%という数字だったんですけども、この辺の回収率の悪さは、これはもう障害者が満足した結果で、このような結果につながっているのか、または設問の状況が非常に厳しいものがあって回答が出されていないのか、非常に私どものほうとしても、障害者の実態を行政のほうに届けて、次のステ

ップにつなげる貴重な機会なので、これは私どものほうの会員にも強く要請をしておりますけれども、この辺の回収率の悪さをどのように見ていらっしゃるのか、お考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長です。

具体的にそういう声が届いたということではないですけれども、今の会田会長のほうから御指摘いただいた、ちょっと設問数の多さとか、答えにくさとか、そういったところもありまして、さらにその前の回と比較して、回収率のほうが落ちてしまっているのではないかというような一つの分析はしているところになります。

以上です。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。

会田委員、何かございますか。

【会田委員】 もう一点。

【高山会長】 お願いいたします。

【会田委員】 すいません。もう一点、お願いをしたいと思います。

今日の配付された資料1の28ページ、先ほど課長のほうから御説明ありました就労の件なんですけれども、就労数も非常に大事な数字なんですけれども、この69名の中で、どの程度定着をして就労を続けているのか、その辺と、離職者の原因は何なのか、この辺を障害福祉部さんのほうでつかまえていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたい。それについては、次の今度は就労に対する人への支援のつながりに生かされるということもありますので、ぜひお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長、佐久間です。お願いします。

就労の関係で、就職者数は令和4年度実績で69名ということで、定着している方の人数については、私のほうでちょっと把握はしていないんですけれども。

というのは、就職するまでとか定着をする支援していくというところのニーズはつかめるんですけど、辞めてしまった後については、辞めた報告というのはいただけてないので、その辺でその辺の数字はつかめていないというところなんです。ですので、離職した方の理由というのは、具体的な話はちょっと分からないんですけれども、恐らくは企業のほうでの障害者の受入れの環境整備が整っていなかったりですとか、あと障害者の方が就職してなじめなかったりですとか、そういったところがあるん

だというふうに考えてございます。

以上でございます。

【高山会長】 ありがとうございます。会田委員、ございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

では、平松委員、お願いいたします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松でございますが、精神障害者の就労に関して、今の会田委員の御質問と関わるので、少し発言させていただきます。

就労支援センターが、どれだけ実態つかんでいるかということが一つ大事なことだと思っております。私どもは就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援Bですか、の事業をずっとやっておりますけども、いろんな問題があるんですよ。それは当事者自身の何か問題もないわけではない。企業側、雇用側の問題は結構たくさんあるというふうに思っております。

あまりにもひどくて、東京都のほうに通告して、結局、その事業やっている事業者は、いきなり事業を中止して、後のことは何もフォローもせずに撤退したようなケースも過去にはありました。その辺のところ、就労支援センターで全て把握しているわけではないけれども、就労支援をしている、それぞれの事業所がありますので、そこでそれぞれのある程度の実態把握しているはずなんですね。ですから、区のほうとして、就労支援センター、それからそれぞれの就労支援事業所に定着ないしは辞めたでもいいですけれども、どういう問題があるのかということ进行调查すれば、それは明らかになるはずだと思います。ある程度のことは把握をされていますので。ですから、そういうことを何でしないんですかねという。難しいことではないので、呼びかければ、それぞれのところがそういう就労してうまくいっているケース、それから中断したケース、いろんなケース把握しているんで、それを集めればできることではないかなというふうに思っております。

このことは、ほかのことについても同じようなことが言えるのではないかと。今日、個別のことは、あまり細かいことを言うつもりはありませんけれども、実績という形で、こういう数字だけが報告される。一方で、実態調査、回収率低いけれどもされる。これを何年ごとに繰り返しているわけですよ。それで、実際、どれぐらい実態が把握されて、どれぐらい改善されたかというところが、実はあまりはっきりしない。そういうのも、さっきの回収率が悪いのは、それに答えてもあまり変

わからないよねというところも、僕、実はあるのではないかなというふうに思っちゃうわけですね。ですから、区でそういうこと全部やれなんて言うつもりはちっともないんですね。そういうことを、そういう支援をしている事業者等と一緒にやってやろうと思えば、多分、どこもそういうところには参加しないとか情報を提供しないということはあるまいだろうと思っているんですけれども、類似の質問、今までも、これまで、私、一番最初の協議会できたときから、自立支援協議会と計画推進協議会に参加していますので、いろんな形で申し上げているけれども、なかなかそこが変わらない。何か、自分たちで全部つくらなきゃいけないって真面目に考えていらっしゃるのか分かりませんが、そういう江東区内で障害者の支援をしている団体たくさんございますので、そういうところと一緒にやっていこうというふうに考えると、もうちょっとやり方、いくらでも工夫できるのではないかなということで、これは全体に関わることにもなりますけれども、この際、もう一度、改めて発言させていただきたいと思います。

【高山会長】 ありがとうございます。御意見ということで、取り組んでいただきたいと思います。また、ほかの方の御質問等がありましたら。

【平松委員】 何か区のほうから御意見はないのかな。

【高山会長】 はい。まとめて事務局のほうからお答えいただきたいと思います。今、中山委員から挙手がありましたので、中山委員、お願いします。

【中山委員】 座ったまま失礼します。江東区視覚障害者福祉協会、中山利恵子といたします。

3つございます。ほかの後ろで出てくるようだったらごめんなさい。この点字の資料が私の手元に届いたのが夕べの夜の6時ですので、全部見切れてないです。

皆さんの資料だと、資料1かな、4ページ。ごめんなさい。うそです。36ページだ。No. 178、音訳者養成講座、実施23回、開催40、この数字が出ていますけれども、音訳者の養成はしているようですが、点訳者の養成はなぜしてくださらないんですか。即答をお願いします。

【小林障害者施策課長】 点訳者の養成につきましては、ボランティアの方々が、今、本当にボランティアの状態で養成をしてくださっているというのが実態であるというふうに私たちは認識しておりますので、少しでも皆さんが活動しやすいように、何かできることがあればということは検討していきたいというふうに考えます。

【中山委員】 どうしてそこに差があるの。音訳者もボランティアだよ。点訳者もボランティアです。

音訳の広報、いわゆる音声の広報は区内で解決できるけれども、点字の区報に関しては、とても部数が多くて、点訳者のボランティアのレベルではできない量になるので、各区、点字図書館にお願いをしている状況ですから、障害者センターで点訳サービスもしているの、音訳者だけ養成するために補助をして、点訳者の養成をしないというのは、それで手話の養成だってあるわけで、これ、いわゆる、ちょっとバランスが悪い。私たちにしてみたら、音訳だけやって点訳やってくれないのはバランスが悪いと思っているのが1つです。ここは絶対に改善していただきたい。次の計画の中に入れていただきたい。これが1つです。今、即答しなくて結構です。

2番目、日常生活用具についてです。皆さんの資料の資料2の7番かな。日常生活用具給付等事業の数字を見て愕然としています。実績に対して50%ちょっとですよね。達成率51.8%と書いてあります。これ、もっと日常生活用具の給付してほしくて依頼をしているのに、前回は申し上げましたが、区の裁量で断られている例があって、これは実績がなかったのではなくて、実績を断っていた部分がありますから、ここはもっと区側に勉強していただいて、諦めてしまっている日常生活用具に対しての見直しを速急をお願いをしたいと思います。

それから3つ目です。ヘルパーの養成数、実績数というのが出ていたと思うんですが、ガイドヘルパー、ホームヘルパー等々がございますけれども、法律が改正されたということで、視覚障害者に対する代筆、代読、視覚に関する支援が、今までは外でしか行われなかったのですが、いわゆるたかが郵便物を見てもらうのにも自宅の中ではやらしてもらえなくて、わざわざカフェ等にガイドヘルパーさんと一緒に出て行って、郵便物を読んでもらったりしていたんですけども、法律が変わって、各区の裁量に任せられているようですけれども、自宅での代筆、代読が認められるようになって、何時間か別の時間立てをしていただけるということで、各区がそれぞれ、今、始めているようです。江東区はどのようにお考えなのか、その辺もお聞かせください。できればやっていただきたいというところです。

最後の2つに関しては、やれないとか無理だとかいうことではなくて、やるべきではないかというところのお願いです。よろしく申し上げます。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長、佐久間でございます。

日常生活用具の関係なんですけれども、今現在52種目の日常生活用具をちょっと調べてみているところなんですけれども、新たな製品ですとか、そういったものの要望、いろんな多方面からいただいております。これについては、52種目のうち活用されていない部分も当然あつたりしますし、新たな要望もありますので、今年度、いろんな視点を踏まえた形で見直しのほうはしていきたいというふうに考えてございます。

それと、あとガイドヘルパーにつきましては、代読と代筆の関係なんですけれども、それについては今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【中山委員】 可能性はあるということですか。

【佐久間障害者支援課長】 今後検討してまいります。

【中山委員】 今後検討ですね。それは、申し訳ないんですけど、他区と遅れを持っているので、あまり1年2年先送りはしてもらいたくないというところなんです。そこら辺のところも密に連絡を取って、視覚障害者関係は、特に今年は本腰を入れてやっていきたいと思っているので、よろしくお願いします。

【高山会長】 ありがとうございます。中山委員、よろしいですか。

【中山委員】 はい。結構です。

【高山会長】 ありがとうございます。

先ほど平松委員から、就労定着、離職の把握について、できる可能性があるんじゃないかという御意見いただいておりますけれども、そのことについては、事務局から何か応答いただくことは可能ですか。

【佐久間障害者支援課長】 就労の関係の調査のお話かと思えます。

今までも区のほうで、それで捉えようとしたりした中で、事業所の協力を得てというお話だったかと思えます。それについては、そのやり方ですとか、あとは他区の状況ですとか、その辺を見ながら検討してまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

【高山会長】 ありがとうございます。

今、出たほかに、御質問、御意見等いかがでしょうか。橋本委員、よろしくお願いいたします。

【橋本委員】 江東区難病団体連絡会の橋本と申します。よろしくお願いいたします。

すみません。中山委員にちょっと伺いたいんですが、私の周りに視覚障害の方がいらっしゃらないので、皆さんの勉強と私の勉強のために伺いたいんですが。音訳より点訳のほうが良いというような、利点みたいなものを教えていただけたらありがたいんですが。

【中山委員】 利点というよりは、点字を使用している視覚障害者にとってみたら、やっぱり点字のものが欲しいです。今日のこの資料を音声で聞きながら会議には私は出れないですよ。だって、皆さん、じゃあ、同じですよ。音声で今の資料を聞きながら、この説明聞けますか。私は今、皆さんの資料、すごく大変で、皆さん、それだけの資料を、これ点字にすると、多分、点字の本1冊、100ページ超えなんです。多分。そこから今、抜粋したものだけで、これだけ。点字にしてみても、50ページ近いです。点字でね。

利点も何も、私たちが使っている文字です。視覚に障害がある人にとってみたら文字です。音訳は見えない全般の人、中途で見えなくなって点字が使えない方でも、朗読の区報とか朗読の本とかは必要ですし、私たちも点字にする間がない本に関しては音声で聞いています。むしろ、今、物すごく時代が進んで、小説なんかを写真撮影とか画像で取り込んで、それを音声化して、コンピューターの音声で聞かせるという方式で提供されている本もあるくらいなんです。

点字の本というのは、やはり資料だったり、大好きな小説だったり、点字のほうが速く読める、見れる。皆さんが普通の文字で、さっと見れるお知らせ。後でお話ししますが、小さなことでも点字であったほうが私たちは楽。楽というか、私たちの文字なので、機械がなくても指で読めるわけでしょう。電気がなくても読めるわけですよ。だから利点も欠点もなく、両方必要。つまりお年寄りになってきた人たちが、大きい文字の字で書かれたものが欲しいわと思っているのとは、ちょっと、ごめんなさい、全然違いますけど、点字は絶対に私たちに必要なものです。

確かに点字ができる視覚障害者は全体の一、二割かもしれませんが、その一、二割って、どうして一、二割かといったら、八割、九割が途中で失明されていて、点字を習うことができないからそうなっているだけのことであって、点字ができる視覚障害者にとってみたら、点字は大事な情報のツールです。だから先ほど申し上げたように音訳だけやってもらっても、この資料を作っているのは、実は点訳のボランティアさんなんです。正直言って、夜も寝ないで、わーっと打ち出して

くれて、障害者センターで走り込んで、昨日、プリントアウトして、私に夕方7時に手で届けてくださっているわけですよ。その人たちに対しての、増やそうとか、少し音訳にそれだけ手厚いのであれば、点訳に対しても、もう少し目を向けていただきたいというお話をしたということです。大丈夫でしょうか。分かりますか。

【橋本委員】 はい。かしこまりました。

【中山委員】 お願いします。

【橋本委員】 分かりました。

【高山会長】 橋本委員、よろしかったでしょうか。

【橋本委員】 はい。

【高山会長】 中山委員もありがとうございました。

ほか、委員の皆さんから、御質問、御意見、いかがでしょうか。

加藤委員、お願いいたします。

【加藤委員】 区民委員の加藤です。よろしく申し上げます。

私からは2点あります。1つが質問で、もう一つが意見になります。

1点目の質問ですが、資料1についてになります。

こちら、一つ一つ、すごく多くの項目について丁寧に進捗報告いただけて、とても分かりやすかったのですが、この中で幾つか実績なしというのがあって、この実績なしというのが、やろうとしたけど進捗が出せなかっただけなのか、そもそも手が回らず着手もできなかったのか、どっちなんだろうと思ったので、その点をお伺いしたいです。

あと、もう一つは、先ほど何名かの方がおっしゃっているんですが、就労の定着支援の話なんですけれども、私、障害者の子を持つ親として、昨年度、偶然、昨年度に就労した、高校を卒業して就労した方、2名の方、保護者から話を聞く機会があったので、そのときに江東区内の作業所に就職された方が1名、もう一名は、国内ではかなり有名な企業、誰が聞いても、あ、聞いたことあるというような有名な企業に就労したんだけど、もう仕事を辞めるかもしれないって、就労して3か月の時点、ちょうどこの時期だったので、去年、そういう話を聞いて、一保護者としては、とても不安に感じました。やはり就労がゴールではなくて、もしかしたら就労以上に定着支援のほうが、すごく大事なんじゃないかなということと、その詳細はここでは伏せますが、就労する前の段階、どういうステップを踏んで就労した

か。高校に入ってから、高校3年間で就職先を決めていったらしいんですが、そのステップも、私、個人的には、ちょっとそのやり方でどうなんだろうという疑問を感じたところもあったので、就労するまでのプロセス、支援学校とかで、どういうふうに就職支援をされているかって、そこの把握とか、あと就職した後、その就職した彼らがどういうふうに働いているか、問題なく働いているか、企業が本当に障害者の就労を心から支援しようと思ってるのかどうかは、しっかり調べていただきたいし、この定着支援のところが、もし江東区のほうで、まだ手薄のようでしたら、今後、ぜひ力を入れていただきたいと思いました。

以上です。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長の小林です。

まず、1点目のところですね。資料1の中で、実績なし、幾つかあるかと思うんですけども、例えば、2ページのところのNo.8ですね。基幹相談支援センターの整備ということで、こちら、数多くの他区のほうで整備が進んでいる相談支援センターなんですけれども、江東区のほうで、ちょっと整備が進んでおりませんで、こちらの現計画のほうには載せてはいるんですけども、やっと昨年度の段階で、いつのタイミングでどの場所にとということまで確定したという形になりますので、今、現状で、令和7年度の後半にやっと設置することが、今、スケジュールで組まれております。これから実際に、どういう内容をどういう形態でというのは検討していく課題になっておりますけれども、しっかり、今度、次の計画のほうで、実績ありという形で掲載をしていきたいというふうに考えております。

あともう一点が、18ページですね。No.99の障害者のグループホームの整備事業になります。こちらにつきましても、障害のある方、あるいはその御家族の方の高齢化ですとか、あるいは医療の高度化によりまして、いわゆるついの住みかとか、親御さんがいなくなった後どうするのかというのが大きな課題になっておりまして、江東区のほうでも、特に重度のグループホームの整備のほうに取り組んでいかなきゃいけないということで、長期計画等にも掲載をしたところなんですけれども、なかなか整備地、あるいはどういった方々に、事業者さんに整備をしてもらえるか、その辺の課題が多い中で、こちらにつきましても、やっと門前仲町の牡丹三丁目になるんですけれども、これが令和8年の開設を目標に事業が進むことになりましたので、そちらのほうを着実に。こちらの表の中で、実績なしという形

にはなってしまうてはいるんですけども、成果としていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長、佐久間です。

就労定着のお話があったかと思います。障害者支援課のほうでは就労センターを見ていまして、学校を卒業される方が登録された後の支援という形でやっております。例えば、企業のほうで環境整備が整わないということで、どんなものの必要があるかですとか、そういうところについては職員のほうが企業まで出向いて行って、企業の方と御本人とで相談させていただいて、そういった環境を整えていくとか、そういった支援についてはやっております。あと、特別支援学校から卒業してセンターのほうに登録してという方については、そういった形で支援のほうをしているということです。今後も、引き続きそういった支援はやっていきたいと思います。

以上でございます。

【高山会長】 ありがとうございます。加藤委員、よろしいですか。ありがとうございます。

平松委員、お願いいたします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけども、就労に関して、今、加藤委員からのお話があったので、一言付け加えさせていただきたいんですけども。

障害者の就労というのは、どこかに就労すればいいということではないというふうに、そもそも考えています。つまり、子会社で、そこで単純作業する。で、最低工賃を保障されるということで、それで果たしていいのかというようなことがありますね。そうすると、定着支援というのは、そこに長く続けることを支援することではないだろうと。その人にとって、それぞれ一人一人何らかの障害があっても、その人が生かされる、その人が生き生きと働いて、その人の役割を果たせることが本来の就労支援でなければいけない。

国のほうも、今回、就労支援というよりも、就労選択支援ということを出しているわけですね。選択支援というのは、いかに本人が自分が望む仕事ないしは自分が力を発揮できる仕事に就けるか、その支援をしようということになると思う。だから、今までの就労支援のやり方は、かなり見直さなければいけないだろうというふうに思っております。それは今後の計画に係ることではあるんですけども、

まだ、その辺がこれから検討する課題になってくるんで、まだ、そういう全体の総合支援法の改正が行われて、それを今後の江東区の計画にどう反映していくかという視点が必要になる。それがないと新しい計画つくれないと思っているんですよ。だから、その辺は、ぜひ今後、就労に関しては、そういう選択支援というのをどういうふうにしていくか。

選択支援の場合は、その人に合った仕事を探すんだということなんですね。訓練して、それで特例子会社なり何なりに送り出すというやり方とはまるっきし逆になります。いろんな訓練を、むしろ必要ない。その人が一番力を発揮できることを伸ばしてもらって、それができる職場を探すという。ですから一人一人全部違うんですよ。いわゆるIPSという考え方です。まず、その人に合ったところを探しましょう。そこで、どうしたら、その人が力を発揮できるかをサポートしましょうという。

これはもうアメリカでも随分前から、そういうふうやり方変わってきて、日本でも最近はそのようなことは紹介されて、少しそういう考え方は広まっているとは思いますが、全体として、江東区の就労支援自体も、そういう視点から見直す必要があるかなど。そういうことも含めて、新しい計画に反映していく必要があるし、ほかの点でもいろいろたくさんあるんで、それは今後の計画をどうやってつくっていくかということで、ぜひ、そういう視点でつくっていただきたいなというか、区につくれと言うつもりはありませんので、いくらでも御協力しますので、そういうのを、ぜひつくっていききたいなというふうに思っております。

ちょっと就労支援の単に定着というだけでは違うだろうということを感じたので、発言させていただきました。

【高山会長】 ありがとうございます。

それでは、かなり現状を踏まえて、今後どうしていったらよいかという辺りで皆さんから御意見いただいているところですので、それが議事の2につながっていくかというふうに思っております。

議事（2）江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え方～基本目標（案）について

【高山会長】 議事の2ですね。これが障害者計画、福祉計画、障害児福祉計画

を今後策定していく基本的な考え方、基本目標を、まず、今日、御説明していただくということになっていきますので、これまでの御意見も踏まえて、議事の2に移っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、議事の2につきましても、資料に基づいて、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 では、御説明をさせていただきます。

議事の2、江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的考え方、そして基本目標の案について御説明をさせていただきます。

では、お手元の資料3のほうを御覧ください。

こちらは計画の構成（案）になってございます。左側から章立て、章の名称、見出し、そして内容を記載させていただいております。

第1章の計画策定の基本的考え方から第4章の障害者計画、第5章の第7期障害福祉計画、第6章の第3期障害児福祉計画、第7章の計画の推進体制までの7章の構成で、現計画において、第4章の後にございます計画の推進に向けてが、次期計画の構成（案）においては、最後の第7章、計画の推進体制に移動しているほかは、大きな変更はございません。

また、各章に記載する見出し、内容についても、現計画と大きく変更する点はございません。

続きまして、資料4のほうを御覧ください。こちらは次期計画策定に当たりまして、そのポイントについてまとめたものになります。これはあくまでも現在の障害者計画の9つの施策の柱に対しまして、国の動向、そして江東区の状況、次期計画におけるポイントとなる点、こちらを記載しております。そのうち主なものについて、御説明をいたします。

まず（1）相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援では、国の動向といたしまして、地域における相談支援体制の充実強化や、障害者等の地域生活の支援体制の充実といたしまして、基幹相談支援センターの整備の努力義務化、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の支援等が含まれることを法律上明確化したことなどがございます。

また、情報アクセシビリティ・コミュニケーション法が令和5年4月に成立いたしましたので、手話通訳者の派遣など、意思疎通支援事業などの充実が求められている

ことから、次期計画では基幹相談支援センターの設置ですとか、相談支援体制の強化、障害特性に配慮した情報伝達手段の充実といったことが策定のポイントとなると考えてございます。

続きまして、4ページ、御覧ください。

(3) 健康を守る保健・医療の充実では、国の動向といたしまして、障害児のサービス提供体制の計画的な構築として、地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築が求められているところです。そのため、策定のポイントといたしましては、医療的ケアが必要な人、子供に対する支援の充実ですとか、家族に対する支援、関係機関の連携の強化に係る取組といったことが挙げられるとと考えてございます。

次に、6ページを御覧ください。

(5) 雇用・就労の拡大では、国の動向といたしまして、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上を推進すべく、障害者雇用促進法において、重度障害者の就労機会の拡大ですとか、企業の職場定着への支援を強化していくこととされております。このため、次期計画では、事業所等に対する障害理解の促進、合理的配慮の提供に関する啓発の実施、障害特性に応じた障害者の就労機会、場の拡充といったことが策定のポイントになると考えてございます。

そのほかの項目につきましては、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、資料5を御覧ください。こちら次期計画の基本的な考え方、それから江東区の現状、基本理念、基本目標の案について記載をしております。

まず、第1章ですが、計画策定の基本的考え方についてとなっております。

2ページを御覧ください。1、計画策定の趣旨と背景といたしまして、近年の法改正の動きなどを記載しております。

続きまして、3ページになります。計画の位置づけと他計画との関係についてですが、障害者計画は障害者基本法に基づき障害者施策全般の基本的な方向性を定めるもので、計画期間につきましては、来年の令和6年度から令和11年度までの6年間となります。

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づきまして、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量、見込量確保のための方策を定めるもので、計画期間は来年の令和6年度から令和8年度までの3年間となっております。

障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量、見込量確保のための方策を定めるもので、期間は障害福祉計画と同様3年間としており、次期計画策定に当たり、計画期間の見直しは行っておりません。

続きまして、5ページからは、計画の策定体制、そして計画の対象について記載をしております。

次に、第2章になります。第2章は、本区の障害のある人を取り巻く状況と課題についてとなっております。

まず8ページから15ページまでは、各種統計データを記載しております。人口ですとか3障害の手帳所持者数、難病患者数については過去10年間の推移を、サービス利用者の状況については過去5年間の推移を、それぞれグラフで記載しております。

16ページからは、昨年度実施しました障害者実態調査結果からうかがえる課題について記載をしております。こちらにつきましても、現在の計画の施策の9つの柱に合わせて、主な調査結果のグラフや団体調査の意見などを記載して、そこからうかがえる課題を記載しております。そのうち主なものについて、御説明をいたします。

まず、19ページを御覧ください。

2) 自立生活の支援については、将来希望する暮らし方として、一人暮らしや結婚など、親元から独立した生活が多いことや、利用しているサービス提供事業者への要望について、必要な量のサービスを提供できる体制の確保、ホームヘルパーなどの質の確保などが多いことから、親亡き後に対応した体制整備、サービス、支援の充実や、各サービスや支援のニーズに応じた提供体制の確保、質の向上といったことが課題として挙げられます。

続きまして、26ページを御覧ください。

5) 雇用・就労の拡大では、仕事をしていくために必要なこととして、上司や同僚の理解と協力があることが多いことや、受入れ企業に対し、障害の特性を理解する勉強会を求める意見があることから、障害特性に応じた就労機会や雇用の場の拡充、区の障害者就労生活支援センターの体制拡充といったことが課題として挙げられます。

続きまして、30ページを御覧ください。

7) 区民の理解と共感の醸成では、差別されたと感じた経験について、障害者調査、障害児調査とも「ない」が「ある」を上回ってはいるものの、ともに生活できる地域社会の実現のためには近隣住民の理解と協力や小・中学校などでの障害理解に関する学習、交流学习の充実が多いことから、学校や地域における障害理解を深める場や機会の充実、成年後見制度の周知、利用促進、虐待防止、差別解消といった権利擁護に関する当事者や事業者等に向けた制度周知、普及啓発が課題として挙げられます。

続きまして、第3章になります。第3章が計画の基本理念・基本目標についてでございます。

38ページを御覧ください。

基本理念といたしまして、3つを掲げております。

まず1つ目が共生社会の実現です。障害のある人もない人も、誰もが多様性を認め合いながら、お互いに人格と個性を尊重し、地域社会の一員として、つながりを持って暮らすことができる共生社会を目指します。

2つ目が、障害者の自立支援です。障害のある人が自立して生活しながら、自らの意思で社会のあらゆる活動に参加し、その生活の質の向上を図れるよう支援いたします。

最後に、安心して暮らせる社会の実現です。障害の内容・程度にかかわらず、必要な支援を受けながら、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

この基本理念につきましては、国や東京都と同様、計画策定のたびに、その内容が大きく変わるものではないというふうに考えてございまして、共生社会の実現と障害者自立支援につきましては、現計画から引き継いだものとなっております。

3つ目の安心して暮らせる社会の実現ですが、障害者総合支援法の基本理念の一つである、全ての障害者及び障害児が、可能な限りその身近な場所において、必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の期間が確保されること、こちらを念頭に新たに設定をしております。

最後になります。39ページを御覧ください。

こちらの基本理念の下、これまでの計画との継続性等も考慮いたしまして、次の5つの基本目標を掲げて、障害のある人のための施策を展開していきたいというふうに考えてございます。

1つ目は、ともに支えあう地域社会の実現、2つ目が、自立した生活を支える支援の充実、3つ目が、就労と社会参加の推進、4つ目が、配慮を必要とするこどもとその家族への支援、そして最後が、安心して暮らすことのできる環境の整備。

今申し上げました5つの基本目標にひもづく具体的な施策の体系につきましては、8月の下旬頃をめどに、委員の皆様书面にて意見照会をさせていただきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【高山会長】 高山です。御説明ありがとうございました。

今、3つの資料について御説明いただきました。資料3については計画の全体構成についてでした。資料の4については、9の柱に基づく計画のポイントについて、かいつまんで御説明をいただきました。そして、資料5については、計画の1章から3章に該当する部分についての内容をお示しいただいて、こちら概要について御説明をいただきました。

それでは、また委員の皆さんから、御質問、御意見等をお聞きしてまいりたいと思います。いかがでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 ゆめグループ福祉会の中村と申します。

資料5の34ページの障害者団体調査の間8のところの避難所。すいません。避難行動要請支援者制度に関する通知や、下のほうですけど、課題のところ、障害特性に応じた個別避難計画の策定、福祉避難所の設置拡充、災害時の支援に関する地域における障害者理解の啓発、これ、すごく大事だと思うんですけども、三、四年前ですか、台風19号のときに、私、私が管理しているグループホームが荒川のすぐそばの木造モルタルの2階建てなんですけれども、もうすぐに埋もれてしまう。荒川が決壊したら、すぐ埋もれてしまう場所だったので、そのときは幸い、地域の小学校、体育館は2階にあったので、エレベーターもあつたりして、条件がよくて、避難はできたんですけども、実際、浸水したら、2階にあつてもぬれちゃうだろうなというようなことは容易に予想できました。

私どもの法人のグループホームには、今8か所あつて、それ以外に避難した方は1か所あったんですけども、北砂地域のほうに避難したということで、そこも浸水するだろうというところでは、避難は十分ではなかったんですね。実際に何日か

前から大きな台風が来るというのが分かっているけど、なかなか動けないというのが実感して、江東区って、城東、砂町地域、特に、全部水没しちゃって、海のほうに逃げなさいという実態だと思うんですね。なかなか北のほうの地域の方が、みんな海のほうに逃げるのって絶対無理だなって思うんですけども。

うちの法人で、職員の何人かで、電動車椅子乗った方の避難を想定して、北砂から豊洲のシビックセンターまで避難した。避難というか、やってみたんですね。そうしたら、途中で電動車椅子のバッテリーが40分ぐらいで切れてしまって、徒歩で成人の男性は50分ぐらいかかったというところでは、到底、地域の障害者の人たちは避難できないよねというのは容易に分かりました。現実的ではないなというところは。

というところでは、この福祉避難所の拡充というのは急務だと思いますし、私、常日頃から思っているのは、水平避難って、すごく難しいと思うんです。障害者だけじゃなくて、高齢者も児童も幼児も、いわゆる弱者という方たちの水平避難って、すごく厳しいと思うんですね。なので、これは障害者支援課だけの話じゃないんですけど、江東区として、地域で2週間以上垂直避難ができる場所を確保してほしい。それは個人ではとても難しいと思うんです。

だから、例えば、東砂八丁目のグループホームなんですけど、南砂イオンが近いんですよ。だから、南砂イオンのどこでもいいので、そういう一般市民の人、弱者の人たち、弱者じゃない人も災害時はみんな逃げたいでしょうから、誰もが避難できるような場所を確保しておくような制度というか、仲立をしていただきたいというのが、本当に、毎年、秋の台風時期、特に思っていることです。こういうのを計画に入れていただかないと、きっと一歩も進まないだろうなということを常日頃感じておりますので、ちょっと御一考いただければと思います。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。

【岩田防災課長】 防災課長の岩田と申します。御質問ありがとうございます。

今おっしゃられた水平避難とか、垂直避難とか、遠くに逃げる広域避難と言っていますけれども、まさに江東区では、ナンバーワンと言っていいぐらい大きな課題になっています。

今の垂直避難先の確保というお話でしたけれども、区としても、それは大事だと

思っています、今年度は町内の方が近くのマンションに逃げ込めるような協定を区と3者で結ぼうというのは進めていく、今年が初年度になります。

ただ、2週間垂直避難できるかということも実は大きな問題だと思っています。どのぐらい導入できるかというのは、やっぱり課題で、江東区は城東地域を中心に、最悪の場合、1か月、浸水しっ放しになります。その1か月間、籠城できますかという課題があります。

今、何をしているかといいますと、国と東京都とも踏まえて、広域避難といって、区外、もしくは江東区でいうと有明ですとか豊洲等の臨海部のほうに逃げる。浸水しないで逃げると、今、検討を進めています。まさに災害時の避難行動要支援者と言われる障害者の方々の避難というのも、今、並行して検討しております。

いろんな問題があって、台風が来るとなった場合には電車が止まってしまいます。計画的に、あえて止めます。鉄道というのは大きな人員を輸送する手段、それが失われたときにどうするかというと、今でいうとバスでどうなんだという検討も進めています。バスになると、もう人員が限られているので、まさに障害者とか、そういう人を乗せるべきなんではないかという議論を開始したところでもあります。

現状として、区民の皆さんに言えるのは、とにかく大きな台風が来る前は遠くに逃げてください。逃げられないという場合には学校に逃げてください。学校に逃げるとなると、それなりに御不便をおかけします。1階、2階は浸水して3階しか使えません。助けに来るのも時間がかかりますからと、なかなか今、現状としてきれいな計画というのはできてないですけども、やはり大きな課題として、引き続き検討を進めていきたいと思って、課題としては重々認識しているところでございます。

【高山会長】 ありがとうございます。中村委員、よろしいですか。

【中村委員】 よろしくお願ひします。

【高山会長】 すいません。高山です。

今、防災課長さんの御説明にもありましたし、また、中村委員おっしゃってくださったように、福祉だけの課題ではない。特に障害福祉だけの課題ではない。だけれども、この資料の5の34ページのところには、課題として福祉避難所の設置拡充というのがあり、その当該の計画の中にどう盛り込むかということに、多分なってくると思うので、この設置拡充というのは、一体どの辺りのことを具体的にイメ

一じしているかというのは、多分、委員の皆さんの一番関心のあるところかなというふうに思ったんですね。今の防災課長のお話は、課題としては、重々認識をしておられるということで、しかし、様々な課題もあると、解決していく課題もあるということもお話いただきましたけれども、この障害の計画の中で、設置拡充というふうに書いていただいていることについては、事務局としては、どういうことをイメージしておられるか、御説明いただくことは可能ですか。

【小林障害者施策課長】 すいません。こちらの34ページのほうに書かせていただいているのが、課題としての書き方をさせていただいているので、この課題の先に、具体的にどういう、それが数値目標なのか、文章の表記なのか、どういう形というまでは、正直、まだイメージとしては持っていないというのが正直なところなんです。

ただし、先ほどお話あった数年前の台風のことというのは、いわゆる強風という形で我々も解決していかなきゃいけないものというふうに認識をしていますので、何がしかの形で取り組んでいって、今、防災課長から御説明させていただいたとおり、庁内のほうでも何とか前に進むように、区民の方々に提示ができるものにたどり着けるように検討を進めているところですので、そういったところを可能な範囲で書き込んでいければなというふうに思っています。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。平松委員、お願いいたします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、度々申し訳ないです。

全体的な今後の計画策定に関してなんですけれども、基本理念・基本目標、大変もったもなことが書いてあるわけですよね。共生社会の実現とか、安心して暮らせる社会の実現とか、ともに支えあう地域社会の構築だとか等々ですね。誰も反対しない。そのとおりですということなんですけれども、具体的に、これ、どう進めていくかということが、計画にとっては非常に大事だろうというふうに思っています。

共生社会ということを考えていくと、障害分野だけで、それを達成しようということ自体が無理でしょうし、それは共生社会にならないでしょうということなんですよね。障害を理解していただきたい、それはそうなんですけど、それだけ言って

いて、ただそれをいろんな形で啓発しましょう。それも啓発も必要でしょうけど、ただ、それだけやっても駄目だろうと。要するに、障害があってもなくても、それぞれの人が地域で生活している。地域の中で何らかの生活の困難を抱えている人たちが多い。何もそういう困難を抱えてない人は、むしろ江東区民の中でも少数ではないでしょうか。つまり障害者であれ、高齢者であれ、一人親家庭であれ、それから外国人であれ何であれ、そういういろんな生活の困難を抱えている人たちが力を合わせて、個別にそれぞれを行政が何とかしろと、公助だけでやれなんていう無理なことは、もちろんやるべきことはやってほしいですけど、全部行政がやるなんていうことはあり得ないし、不可能なことだと思うんですね。あまり望ましくもないと。それぞれ困難を抱えながらも、お互いがそれぞれできることを力を発揮して、お互いが助け合うというのが共生社会の実現ですよ。とすると、それを地域でつくっていかなければいけない。そのことを抜きに、こういうスローガンだけ掲げていても実現はしないだろうということを、前からいろんな機会に似たようなことを言っておりますけれども。とすると、今、実際におあしす福祉会としては、地域でそういう交流、いろいろ始めています。いろんなところで。いろんな人たちが、一緒に何かやれそうよね、一緒にやりましょうということで、どんどん広がっていますけれども、そういうことをおあしすだけがやればよいということじゃないんで、全体として取り組む必要がある。とすると、それをここの障害者支援課で議論だけしててもいいのかなという気がします。

例えば、精神障害に関して言えば、精神保健福祉連絡協議会という協議会があるんですね。精神医療、精神保健に関わる方が集まっている。

今回初めて、そういう精神障害の方を支援している団体がそこに入ったというか、私がそこに委員に入れていただいた。今までそういう団体、直接精神障害を支援している団体の人、誰も入ってないで、精神保健福祉の議論がされていたという奇妙な委員会、協議会なんですけれども、そこで1年に1回ぐらいしかやらないらしいんですけどね。意見交流ほとんどなしで、意見言ったの私だけだったというのがありました。それではうまくいかないですねと思っているんですけども、それは精神に関してですけれども、ほかも同じではないでしょうかということで、障害に関しても、障害者のことだけで取り上げて、啓発とか何かというよりも、私ども地域でやっている、日常的にやっていることが啓発であり、啓蒙であり、連携であり、

お互いがお互いを支え合うことに、すぐつながっていくんですね。そうじゃないと地域でできません。とすると、そういうことを、本来、ある程度、協力してやるべきところは、地域ケア推進課というところがある。これは高齢者を中心に、圏域ごとに長寿サポートがあつて、5つに分けた圏域会議があるというふうに聞いています。そこで地域課題を取り上げて、それを政策に反映させるのが、その役割だというふうに聞いています。

昨年度初めて、深川南部の会議で障害者団体もということで、おあしすだけではなくて、ほかの団体も含めて、そこでの地域課題を検討しようという会議が初めてやられたというふうに思っています。本来、地域ケア推進課も高齢者だけを対象にしているわけではないというようなことをおっしゃっていますので、地域課題をそこで検討するのに、障害者団体も含めて、高齢者も、いろんな方も含めて、何でやらないんですか。そうしないと地域課題出てこないし、地域の連携もできないし、地域で支え合うことも進まないんじゃないですかというふうに思っているんです。そういうことを抜きにして、この計画の中で、啓蒙、啓発だ何だといろいろうたっていても、実際に個々の地域、それぞれの地域でいろんな活動が実態として広がっていかないと駄目だろうなというふうに思っておりまして、地域ケア推進課長、御出席のようですので、その件も含めて、障害者支援課、地域ケア推進課に、今後の計画を進めるに当たっての、そういう障害があるなしではなくて、それを乗り越えた、少なくとも圏域会議なり何なり、そういうことをやっていこうという考えはないのかということについて、お答えいただきたい。

【高山会長】 ありがとうございます。時間が限られていますので、また御発言いただいている委員の方もおられるので、この後、委員の方からの御意見まとめてお聞きして、事務局のほうからもまとめて応答いただくということで、今、平松委員からの事務局のほうから御意見をということがありましたので、そのことをまとめて応答していただけたらと思いますので、3時終了の予定で、もうあと時間が5分少しということになっていますので、ぜひ、御発言いただいている委員の皆さんからも御意見いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

田村委員、お願いいたします。

【田村委員】 障害児の関わりを持っております、田村ですが、この計画の中で

は、配慮を必要とする子供たちに対する教育、療育に関する施策なので、全体的に出てきております。

本日の報告の中で、進捗状況の報告。例えば、これ、資料1ですね。1の最後のほうに子供のことが出てきます。28ページ辺りから出てきて、いろんな事業を、障害児、子どもが関わっております発達支援事業、それから保育の充実や幼稚園での障害児の受入れなど、どれもが目標充実に向けて頑張っているという状態が、ここへ記載されております。

子供の段階は、うまく連携ができていたとは言い切れないにしても、それぞれの保育、教育、幼稚園など、努力をして、配慮が必要な子供たち全体に向けての努力はしている状況ですが、実際には、例えば、このお子さんへの介助職員と言ったらいいのか、補助職員と言っているのか、保育園生活や幼稚園生活に向けて、実は援助職員が必要だということは分かっているながらも、実際につけられていない現状で、それから、子どもの発達支援であれば、本当はもっと子供さん方への充実した支援をしたいんだけど、実際には通園の事業はもう満杯状態で、待機になって、相談のほうで、2か月に1回とか、本当は月に1回、せめて月に1回、1時間の指導がしたいんだけどという現状があります。

それから、学校に向けて、学校に入ってから、子どものところ、こういう問題が起こってきているんだけど支援はしてもらえないのかという電話が結構再三かかってくるんですが、実際に支援をすることはできなくて、やはり学校に入ってから支援の質というんですかね、例えば、子供の段階では、いろんな支援があります。まだ足りないにしても、いろんな専門職員、リハビリ関係や、例えば、運動、療育と、今、感覚と運動の統合なんていうのは随分言われております。発達障害や、あるいはその傾向があるお子さんに向けて、作業療法士の手が入ったほうがいいとか、専門職もいろいろいる中で生活しているのが学校に入った段階で、全部、いろんなサービスが途切れてしまって、実際、学齢児、それは小学校段階だけではなくて、本当は中学、高校の段階に向けても、実はその辺の専門職の力、手が入ったほうがいいお子さん、相談する機会があったり療育を受ける機会があったりするのには必要だという方がかなりおりますので、実際、ここの本日報告受けた中では、その問題点が見えてこないのが、とても残念に思います。

そこで、今後の計画において、やはりそこを、どういう問題があつて、どういう

課題を出していったらいいのかというところを、基本目標4のところにも書かれております配慮を必要とする子供への家族支援の数、充実というところでは、ぜひ上げていきたいと考えております。それは横の連携も必要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、御意見、御質問等、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今、平松委員と田村委員から御意見ありましたので、このことに関連して、事務局のほうからお話しいただけたらと思ひますが、可能な範囲でお答えいただけたらと思ひます。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長です。

今回、皆さんに御議論いただくのが、障害者の計画という形になります。耳触りのいい、どなたが見ても当たり前だろうということではあるんですけども、やっぱりきちっと御指摘いただいた共生社会のところとか、あるいは障害のある方の自立支援とか、そういったことは計画の中で書き込んで、障害者の施策として取り組んでいかなきゃいけないというふうには思っております。

資料の中の前半部分にも、庁内のほかの計画との関係性ということで図に描かせていただいておりますけれども、障害者の計画につきましては、上位計画に地域福祉計画がございます。横並びという形になっておりますけれども、地域ケアの計画のほうもございますので、それらとの整合性というのも見つつ、計画のほうには反映をさせていきたいというふうには考えています。

あと、地域福祉計画の中でも、つながりをつくるということが、いわゆる施策というふうになっておりますので、平松委員のほうから御指摘いただいた、地域の中で、いろいろなつながりをつくれるように、いろんな場の中で、地域で活動されている方々が参加いただいて、いろいろ御議論いただけるような体制づくりというか、そういったことには行政としても取り組んでいきたいなというふうには考えてございます。

あと、田村委員のほうから御指摘ありましたところにつきましては、この後、詳細な案内を、これから目標先を詰めていく部分になりますので、御指摘いただいたところをきちんと課題と捉えさせていただいて、計画の内容のほうに反映させていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。

平松委員、田村委員、よろしいでしょうか。

【高山会長】 平松委員より地域ケア推進課長から一言いただきたいということがございます。お願いいたします。

【宮澤地域ケア推進課長】 地域ケア推進課長です。

先ほど平松委員のほうから御指摘のありました件は、恐らく地域包括ケアの全体会議のことかなというふうに思いますけれども、こちらの会議は、本区におきましては3層構造となっております、まず最初が個別課題検討型会議というのがありまして、これは各長寿サポートセンターが、それぞれの高齢者の様々な問題を抱えているんですけれども、一人一人の高齢者の課題に対して、いわゆるケース会議のような形で、この方をどういうふうに支援していこうかということ、多職種が連携して検討していくといったような会議になっています。当然、これは各長サポでたくさんの会議をやっている、本区は21センターありますので、区全体でいくと、非常にたくさんの数やっているとされています。これが個別課題検討型ですけれども、その上に地域課題検討型の地域ケア会議というのがありまして、これは江東区内を4つの地域に分けて、深川地区の北部、南部、それから城東地区の北部、南部、それぞれの長寿サポートセンターが集まって、個別課題検討型の会議の報告をする中で、それぞれの地域に共通している課題、これをその地域の共通の課題として挙げていくといったようなことをやっております。

さらに、その上に地域包括ケアの全体会議というのがございまして、こちらは各4つの地域で上がってきた課題の中から、区全体に共通する課題というものを抽出をして、それを区の政策に反映させていくといったような会議になっております。

この会議を、いわゆる福祉、オール福祉のような形で全部に広げられないかといったような御質問かと思えますけれども、現在、この会議につきましては、長寿サポートセンターを中心にやっているということでありまして、高齢者をメインにやっているところでございまして、会議のメンバーには、一部障害関係の方というのは入っているんですけれども、例えば、子供・子育ての関係ですとか、あと外国人の関係、あとは生活困窮者の関係、こういった方たちというのはメンバーに入っていないといったような形になっています。

現在、本区のほうで、この会議の今後の在り方というのは検討しております、方向性としては2つパターンありまして、1つは、この会議を、先ほど委員からお話ありましたとおり、オール福祉の問題を扱う会議にしていくといったような形で、この場合には、例えば、子供・子育てとか、外国人とか、生活困窮者とか、そういったものを全部含めて、本当に福祉の問題を全て扱う会議にしていくという形が1つ。もう一つは、現在うちの課で行っている会議については、高齢者に特化をして、いわゆるオール福祉の問題については、また別途、そういった会議とかを立ち上げる。会議を立ち上げるかどうかというのは、ちょっと分かりませんが、また別の形で検討していくといったような形で、どちらの方向にしていくかというのは検討して、さらに今の段階の検討では、あくまで所管レベルでの検討という形になりますので、区全体で検討しているとかというところまで、まだ行ってませんが、そういった形で検討しているといったような形になります。

委員からお話ありましたとおり、確かに今、どうしても制度のはざまとか、いろんな制度にまたがるような問題というのは増えてきていますので、どうしても所管ごとで完結していく問題というのは非常に少なくなっているのです、そういった視点を正直、大事というのは、認識としては持っているところでございます。

以上です。

【高山会長】 御説明ありがとうございました。

予定の時間を、すいません、過ぎてしまいました。委員の皆さんからは、よろしいでしょうか。改めて意見を提出できるシートの御準備などもあるということですので、今日のこの議場での協議はここまでとさせていただきたいと思っております。御協力ありがとうございました。

それでは、今後の予定などについて、事務局のほうから御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【小林障害者施策課長】 皆様に意見シートをお配りしておりますので、御意見等がございましたら、来月10日月曜日までに事務局宛て、メールまたはファクスで御提出いただければと思います。

また、議事2の中で御説明したとおり、8月下旬頃、計画における施策体系案について、書面で意見照会を行わせていただきますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

以上です。

【高山会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、今、御説明ありましたとおり、今日、本当はこの席上で、もっともっとたくさんの御意見をいただきたいところ。

【中山委員】 高山先生、その他はないんですか。

議事（3）その他

【高山会長】 ごめんなさい。すいません。そうですね。議事の3で、その他ですね。失礼しました。何かございますか。

【中山委員】 あります。緊急があります。

手短にいきます。江東区視覚障害者福祉協会からです。

まず防災と、それからごみ関係の方たちにお願いと感謝と質問と意見です。

まず防災関係です。ハザードマップ、音声版ハザードマップ、うちの音訳の関係者が理解不足だったことで、お手間を取らせてしまいました。取りあえずDAISY版、CD版、作って配布することができましたことを、まず感謝します。そして、点字版を作っていただけということで、それも期待して、これから準備を進めていきたいというのが、防災に関しての感謝です。ありがとうございました。

次に、防災に関しての質問です。先日、各家庭に配られました5,000ポイントまでの商品引換えについて、よく分かりませんが、一切、私たちがアクセスできるものはないんですけど、これに関しての私たち用の配慮はあるのでしょうか。時期が短過ぎるので、選ぶのは、とても視覚障害者だけの世帯では大変ですねと思って、実際は多いので、そういう世帯が、どうするおつもりかということをお聞きしたい。

それから、ごみです。この会議にずっと出ている方は耳たこで申し訳ありませんが、プラスチックのごみの回収方法が変わりますという説明会がありますよというのが区報に載っていて、各施設で何日に説明会がある、何日に説明会があるというのが載っていました。この説明会に対して、私たち障害者が行こうとしたときに、いわゆる、今日、郷さんがいらっしゃらないので、手話通訳であったり、UDトークであったり、あるいは視覚障害者関係の資料であったり、説明であったりができる体制ができているのでしょうか。できていれば、そちらに合流するように進めま

すが、できてないのであれば、これは視覚障害者に関しては、ちょっと説明が必要ですので、別途に説明会を開いていただきたい。そうじゃないと、ごみが捨てられない気がします。

ということで、このごみに関しては、今のごみの制度になったときから、さんざん私は瓶、缶、ペットボトルの回収方法について、いい加減、色で区別するのはやめてってお願いを、この会で、毎年、ごめんなさいね、耳にたこで。でも、改善していただけてないんです。それに対する、こうします、ああします、何年後には考えますというお話もなくて、この福祉計画の中にも全くそういうことは含まれていなくて、地域で暮らしてほしいと言っているにもかかわらず、その部分は一体いつになったら改善していただくのか、このプラスチックのことも含めて、ごみをどうされるのか、その答えはいただかないと、今日は緊急性なので、その説明会のことも含めて教えてください。

以上です。

【岩田防災課長】 最初の防災のカタログ郵送の点についてお答えいたします。ありがとうございます。

先週から1か月ぐらいかけて、各全世帯に向けてリーフレットを発送しているところで、大体、亀戸とかは配られたかなと言っているんですけど、まだ届いてらっしゃらない方は、これからだと思います。

視覚障害者への配慮ということで、3点あります。

1つは、コールセンターがございます。こちらに言っていただければ、電話で、そのコールセンターに、そのまま御注文いただくことは可能です。ただ、カタログの内容は見られないことはあるかもしれませんが、申込みの手段としては、そのまま電話でも可能だということが1点です。

あとは、相談窓口というのは、今回、一時的な期間ですけれども、区報にも記載させていただきましたけれども、設けてございます。御足労いただきますけれども、相談窓口、区内3会場で、これから設置いたしますので、もし、そこに来ていただければ、丁寧に申請のお手伝いはさせていただきたいと思っています。

もう一点、ウェブでの申込みも可能ではございますけれども、一応、そのウェブ上で音声が出るような仕組みも構築してございますので、以上のこの3点をうまくご利用いただけたらと思いますけれども、いろいろ不足、御不便な点があれば、

もし、今後、改善できるものがあれば、してまいりたいと考えてございます。

【中山委員】 そのコールセンターの番号はどうやって知るの。だから、それはどこ、区報に載せましたか。

【岩田防災課長】 21日号のですね。

【中山委員】 そこの中に、大丈夫なんですね。

【岩田防災課長】 区報の8面に案内が載っております。

【中山委員】 そこに行けば、コールセンターだったら、視覚障害の者が全部対応していただける。

【岩田防災課長】 そうですね。大丈夫です。

【中山委員】 あるいはウェブも、視覚障害者がウェブ上で注文することはできるんですか。

【岩田防災課長】 ウェブ上でもできます。

【中山委員】 注文もできますね。

【岩田防災課長】 できます。

【中山委員】 大丈夫ですね。

【岩田防災課長】 できます。

【中山委員】 フォーム大丈夫ですね。音声載りますね。音声のみで、読み込みはいつもできるんですけど、書き込もうとするときに、マウスじゃないとクリックできないページだったら、そこで止まっちゃうんですけど、そのアクセシビリティの確認はできてますね。

【岩田防災課長】 あくまでも、そのページに音声のボタンがあって、そのボタンを押すと、そのページがフォントのところを読み上げるという機能ですので。

【中山委員】 だから、自分では注文できない。できるかどうかの確認はできてないということで、そこ大事なんですよ。読めるけど、注文できないんだったら、やっぱりコールセンターだし、読めて、自分で音声で登録できるんだったら自分でやれるんですよ。だから、その確認はできてますかということをお教えください。できてなければできてないで、それ用の対処しますけど、できてますか。

【岩田防災課長】 音声のみで、しっかりと進めるかどうかという、その点については最終的な確認はできてないです。

【中山委員】 ないですね。

【岩田防災課長】 はい。

【中山委員】 はい、分かりました。そうじゃないと、できてますと言えないので、今の段階では音声でできますよと、私、申し訳ないけど、視覚障害者には言えない状態なので、そこは確認します。ありがとうございます。

【岩田防災課長】 ありがとうございます。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課の小林です。

今の2点目でいただいた、ごみの件なんですけれども、申し訳ありません。今、所管の課長が、この委員会にいないので、今、中山委員から御意見いただいたものを、こちらのほうで意見シートに起こして、所管のほうに引き継ぐようにいたしますので、回答のほうは、その形でさせていただくようにいたします。

【中山委員】 間に合いますか。

【小林障害者施策課長】 いつまでに。

【中山委員】 だって、10月からなっちゃうんでしょう。

【小林障害者施策課長】 はい。

【中山委員】 ということは、説明会とかをやって、もし。

だから地域に行けるのかどうかというのは聞かないと、地域で、もし手話通訳なり障害者が行っても大丈夫だったら、別にそれでいいですって言えるけど、もし、その用意がないんだったら、10月までの間に私たちに公表するというか、講習会をしてもらうスケジュールを立てなきゃいけないと思うんですよ。だから間に合いますかというところです。

【小林障害者施策課長】 早急に所管のほうから回答するように引き継ぎます。

【中山委員】 はい。ごみのかごの件も一緒にお願いしていいですか。

【小林障害者施策課長】 はい。意見いただいたことについては、きちんと所管のほうに伝えます。

【中山委員】 よろしくお願いします。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。すいません。議事の3番を飛ばしてしまって、申し訳ありませんでした。

その他ということで、今、中山委員のほうからの御意見、御質問等がありました。ほかの委員の皆さんから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

すいません。ありがとうございました。

〔 閉 会 〕 午後3時15分

【高山会長】 では、事務局からは、先ほど、すいません、意見シートの御説明があったとおりです。7月10日が期日となっていますので、よろしく願いいたします。

それから、8月下旬、これは書面でということなので、資料が送付されてくるといことになりますか。意見照会ですので、これについても何日までに意見をという形になりますか。どれぐらいの期間が設定される予定ですか。

【小林障害者施策課長】 2週間程度、確保させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

【高山会長】 資料が届いてから2週間程度の中で、私たちはまた改めて意見をお伝えするという形になるということですね。分かりました。

そして、次回の協議会が10月頃の開催ということなので、この8月の意見照会などが反映された資料が10月のところに説明されるということです。全てが反映されるかどうか分かりませんが、反映される、されなかったことの説明も、ここであるということに理解してよろしいでしょうか。

【小林障害者施策課長】 はい。

【高山会長】 はい。分かりました。

あと、皆さんのほうから何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日、時間が15分ほど超過してしまって申し訳ありませんでした。以上をもちまして、本日の会議、閉会となります。長時間にわたりまして、御協力いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —